明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

百十二	N・N―ジエチル―七―メチル―四―ペンタノイル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―f g］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
百十三	（略）
百十四～百五十二	（略）
百五十三	（略）
百五十四	六a・七・八・十a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類
百五十五	六a・七・十・十a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類
百五十六	（略）
百五十七～二百	（略）
二百一	（略）
二百二	N―（四―フルオロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）フラン―二―カルボキサミド及びその塩類
（新設）	
百十一	N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
百十二～百五十	（略）
百五十一	六a・七・八・十a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ヘプチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―オール及びその塩類
（新設）	
百五十二	｛一―［（テトラヒドロピラン―四―イル）メチル］―一H―インドール―三―イル｝（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類
（新設）	
百五十三～百九十六	（略）
百九十七	一―（四―フルオロフェニル）―二―（ピペリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類
（新設）	
二百三	（略）
二百四～二百三十一	（略）
二百三十二	（略）
二百三十三	六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類
二百三十四	（略）
二百三十五～二百六十六	（略）
二百六十七	（略）
二百六十八	一―［一―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル］ピロリジン及びその塩類
二百六十九	（略）
二百七十～三百二十七	（略）
百九十八	一―（三―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類
百九十九～二百二十六	（略）
二百二十七	一―（八―ブロモベンゾ［一・二―b：四・五―b’］ジフラン―四―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類
（新設）	
二百二十八	六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ［b・d］ピラン―一―オール及びその塩類
二百二十九～二百六十	（略）
二百六十一	｛一―［（一―メチルピペリジン―二―イル）メチル］―一H―インドール―三―イル｝（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類
（新設）	
二百六十二	二―（四―メチルフェニル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類
二百六十三～三百二十	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）